



日田市監査委員告示第 14 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : 人権・部落差別解消推進課、人権啓発センター、  
地区集会所、農業振興課

令和5年10月6日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。



- 1 監査の対象 人権・部落差別解消推進課、人権啓発センター、地区集会所、農業振興課
- 2 監査の期間 令和5年9月4日から令和5年10月2日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局

#### 4 監査の着眼点

令和5年度監査等業務実施要綱第3条の規定により、令和4年度における人権・部落差別解消推進課、人権啓発センター、地区集会所、農業振興課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

#### 5 監査の実施内容

日田市監査委員監査基準に準拠し、令和4年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び相当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

#### 6 監査の結果

監査の結果については概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和5年10月27日（金）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

### [指摘事項]

#### ○人権・部落差別解消推進課

##### ①人権啓発指導員の業務日誌及び代替出勤・代替休暇届について

人権・部落差別解消推進課では、人権啓発指導員を配置し、自治会、企業等の団体に対して人権啓発についての指導、学習相談に当たっている。

『日田市人権啓発指導員に関する規則』第6条第2項には「指導員は、週3日勤務しなければならない。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。」と規定されており、同条第5項には「指導員は、所定の様式による業務日誌に必要事項を記録し、相談・指導及び執務の状況を常に明らかにしておかねばならない。」と定められている。

また、週3日勤務であることから、『人権啓発指導員の勤務に関する取扱い規程』により、

通常の勤務日を定め、「勤務日が休日の場合など、必要に応じ勤務日を調整することができる。」などを定めている。

「業務日誌」及び「代替勤務・代替休暇届」を確認したところ、双方に相違があり、不適正である状況が見受けられたことから、状況を精査し、規則及び規程に則った事務処理を行われたい。

## ○農業振興課

### ①多面的機能支払交付金事業の交付事務について

農業振興課では、日田市補助金等交付規則及び日田市農業農村多面的機能支払事業交付金交付要綱に基づき、農業の持続的発展や食料の安定供給及び多面的機能の健全な発揮を目的に、農業生産基盤である農地・水・環境の保全向上を図るため、各団体などの補助事業者に対して交付金を交付している。

交付事務の執行状況を確認したところ、多面的機能支払交付金事業の交付事務において、現地の状況確認は行っているものの、規則第16条に定める補助金等の額の確定手続きが行われていなかった。今後は、規則等の遵守に努め、適正な交付事務を行われたい。